

電気通信設備工事監督技術基準(案)

令和 8 年 3 月

国土交通省 大臣官房
技術調査課 電気通信室

電気通信設備工事監督技術基準(案)

(目的)

第1条 この技術基準は、地方整備局請負工事監督検査事務処理要領第11に基づき、地方整備局の所掌する電気通信設備工事(港湾空港部所掌を除く)の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1)「監督」 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認および把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員等」 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していい、監督職員等とは、監督職員及び現場監督員(現場技術員を含む)を総称していう。
- (3)「監督の方法」
- ①指 示 監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、把握)を総称していう。監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- ②承 諾 契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
- ③協 議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
- ④通 知 監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑤受 理 契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
- ⑥確 認 契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場(遠隔臨場を含む。なお、「遠隔臨場」とは、動画撮影用のカメラによって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して段階確認及び材料確認並びに立会を行うことをいう。)又は受注者が提出した資料により、監督職員が契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
- ⑦立 会 契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。

⑧把握

監督職員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

- 契 …………… 契約書
- 電共仕 …………… 電気通信設備工事共通仕様書
- 適正化法 …………… 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 適正化指針 …………… 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項目	業務内容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及び、その他契約の履行上必要な事項について把握する。	契 第1条 電共仕 第1編 1-1-1-1
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	電共仕 第1編 1-1-1-6
(3) 施工体制の把握	「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成13年3月30日付け、国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号)「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」(平成26年5月16日 国地契第7号、国官技第28号、国営計第17号、国北予第11号)「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成24年7月4日付け、国官技第96号、国営技第59号)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第13条 適正化指針 5(5)
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第9条 電共仕 第1編 1-1-1-8

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。なお必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>契 第18条 電共仕 第1編 1-1-1-3</p> <p>契 第18条</p>
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>契 第18号 契 第19条 電共仕 第1編 1-1-1-18</p>
(7) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>契 第2条</p>
(8) 工程把握及び工事促進指示	<p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第9条 契 第11条 電共仕 第1編 1-1-1-27</p>
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>電共仕 第1編 1-1-1-19</p>
(10) 契約担当官等への報告	<p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第20条 電共仕 第1編 1-1-1-17</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	<p>②受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第18～24条 契 第44条</p> <p>契 第28条</p>
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第30条 電共仕 第1編 1-1-1-43</p>
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	<p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第30条</p> <p>契 第29条</p>
5) 部分使用の確認及び報告	<p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第34条 電共仕 第1編 1-1-1-26</p>
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	<p>中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第35条</p>
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	<p>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第38条</p>
8) 工事関係者に関する措置請求	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び監理技術者、主任技術者、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。</p>	<p>契 第12条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>① 契約書第46条第1項、第47条又は第48条に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>③ 契約が工事の完成前に解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第46条 契 第47条 契 第48条</p> <p>契 第50条 契 第51条</p> <p>契 第53条</p>
<p>2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等</p>	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の把握</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	<p>電共仕 第1編 1-1-1-42</p> <p>電共仕 第1編 1-1-1-20</p> <p>電共仕 第1編 1-1-1-40</p> <p>契 第16条 電共仕 第1編 1-1-1-2</p>
<p>(2) 指定材料の確認</p>	<p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるもとの指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。</p>	<p>契 第13～14条 電共仕 第2編 第1章第2節</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第14条
(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表に基づき、臨場等により確認を行う。	電共仕 第3編 3-1-1-4
(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつて、受注者が作成する再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画により、リサイクルの実施状況を把握する。	電共仕 第1編 1-1-1-22
(6) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示又は改造請求を行う。 ② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契 第9条 契 第17条 契 第17条
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。	契 第15条 電共仕 第1編 1-1-1-20 契 第15条 電共仕 第1編 1-1-1-20

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
3. 円滑な施工の確保 (1) 地元対応 (2) 関係機関との協議・調整	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。 工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	電共仕 第1編 1-1-1-40 電共仕 第1編 1-1-1-40
4. その他 (1) 現場発生品の処理 (2) 臨機の措置 (3) 事故等に対する措置 (4) 工事完成検査等の立会い (5) 検査日の通知	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。 災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。 事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当課に報告する。 原則として監督職員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。 工事検査に先立って、契約担当官等の指定する検査日を受注者に対して通知する。	電共仕 第1編 1-1-1-21 契 第27条 電共仕 第1編 1-1-1-46 電共仕 第1編 1-1-1-34 電共仕 第1編 1-1-1-24 1-1-1-25 電共仕 第1編 1-1-1-24 1-1-1-25

〈参 考〉

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。
(重点監督という。)

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとし、契約後速やかに監督職員が適用工種を定めるものとする。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ・技術活用パイロット工事
- ロ 施工条件が厳しい工事
 - ・鉄道又は現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事
 - ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・砂防堰堤（堤体高30m以上）
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打ちPC橋
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア（躯体高30m以上）
 - ・鉄塔工事（塔高31mを越えるもの）
- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
 - ・ダムコン・堰コン等の更新工事
- ニ その他
 - ・低入札価格調査制度調査対象工事

低入札価格調査制度調査対象工事については、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、標識工事、その他これに類するもの

 - ・局長又は事務所長が必要と認めた工事

別表

段階確認一覧表

一般：一般監督
重点：重点監督

区分	種別	細別	確認項目	確認時期	確認の程度
各設備共通事項	機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	外観、数量及び耐震性能、品質等	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時	1回/1工事
		工場内での機器製作		機器製作後の工場内試験成績書提出時	1回/1工事
	耐震施工	機器据付に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	強度検討資料の照査結果	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時	1回/1工事
		あと施工アンカーボルト施工作业手順	あと施工アンカーボルト施工作业手順書	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時	1回/1工事
総合調整	耐震施工状況	引張試験成績書、外観、数量及び品質等	あと施工アンカーボルト引張試験成績書提出時	施工作业手順書による	
		現地での単体・総合調整	機器の単体性能・総合性能	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時	一般：一回/1工事（総合） 重点：一回/1工事（単体・総合）
共通	各種設備の落下防止	壁面又は天井面に設置する設備の落下防止対策に関するアンカーボルト等の選定強度計算	強度検討資料の照査結果	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	1回/1工事
	器材の落下防止	壁面又は天井面の器材設置に関するアンカーボルト等の選定強度計算	強度検討資料の照査結果	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	1回/1工事
	配管・配線工	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理方法	処理作業過程	一般：1カ所/1工事 重点：全数
	通信配線工	各種試験	気密特性	試験成績書提出時	1回/1工事
	光ケーブル敷設工	各種試験	伝送損失値	試験成績書提出時	1回/1工事
	ハンドホール設置工	(土木工事に準ずる)			
設備	分電盤設置工	自立型分電盤の設置	設置位置	設置位置墨だし時	1カ所/1工事
	引込柱設置工	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	全カ所
		(接地極・避雷器の設置については、下記接地設置工による)			
接地設置工	接地極の設置	設置状況、設計図書との対比	床掘部埋戻し前（打込式にあつては打込作業過程）	「A種、B種、C種」全数 「D種」 一般：1極/10極 重点：1極/5極	
	接地抵抗の測定	接地抵抗値	現地試験成績書提出時	1回/1工事	

区分	種別	細別	確認項目	確認時期	確認の程度
電 気 設 備	受変電設備工 (特別高圧受変電設備) (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (受変電用監視制御設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	受変電設備基礎工	(土木工事に準ずる)			
	電源設備工 (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (管理用水力発電設備) (新エネルギー電源設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	電源設備工 (新エネルギー電源設備) 《太陽光発電設備基礎》	(土木工事に準ずる)			
	揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	(上記受変電設備工及び電源設備工を準用する)			
	地下駐車場電気設備工 (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (電灯設備) (電話設備) (ラジオ再放送設備) (無線通信補助設備) (CCTV装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	地下駐車場電気設備工 (電灯設備)	点灯試験	点灯状況	試験時	1回/1工事
	道路照明設備工 (道路照明設備) (サービスエリア照明設備) (歩道(橋)照明設備) (視線誘導灯)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	全力所
		点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	1回/1工事
	道路照明設備工 (照明灯基礎) (視線誘導灯)	(土木工事に準ずる)			
	トンネル照明設備工 (トンネル照明設備) (アンダーパス照明設備) (地下道照明設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
		点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	一般：1カ所/1工事 重点：2カ所/1トンネル毎
		(坑外灯は上記道路照明設備工による)			
	トンネル照明設備工 (照明灯基礎)	(土木工事に準ずる)			
施設照明設備工 (ダム照明設備) (河川照明設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1カ所/10カ所	
	点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	1回/1工事	

区分	種 別	細 別	確認項目	確認時期	確認の程度	
電 気 設 備	施設照明設備工 (公園照明設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事	
		点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	1回/1工事	
	共同溝附帯設備工 (共同溝引込設備) (共同溝照明設備) (共同溝排水設備) (共同溝換気設備) (共同溝標識設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事	
		共同溝附帯設備工 (共同溝照明設備)	点灯試験、照度測定	点灯状況、照度測定値	試験、測定時	1回/1工事
		道路融雪設備工 (高圧受変電設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
		道路融雪設備工 (道路消雪ポンプ設備基礎工)	(土木工事に準ずる)			
道路照明設備維持補修工 (道路照明維持) (道路照明修繕)	点灯試験	点灯状況	試験時	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事		
通 信 設 備	多重通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事	
		衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
			移動体通信設備工 (移動体通信装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時
	テレメータ設備工 (テレメータ監視局装置) (テレメータ中継局装置) (テレメータ観測局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事	
		放流警報設備工 (放流警報制御監視局装置) (放流警報中継局装置) (放流警報警報局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	ヘリコプタ映像伝送設備工 (基地局装置)		設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	電話交換設備工 (自動電話交換装置)		設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	有線通信設備工	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事	
	道路情報表示設備工 (道路情報表示制御装置) (道路情報表示装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	全力所	
		河川情報表示設備工 (河川情報表示制御装置) (河川情報表示装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	放流警報表示設備工 (放流警報表示制御装置) (放流警報表示装置)		設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
		トンネル防災設備工 (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事

区分	種 別	細 別	確認項目	確認時期	確認の程度
通 信 設 備	非常警報設備工 (非常警報装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	一般：1カ所/1トンネル 重点：1カ所/10カ所
	ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	トンネル無線補助設備工 (トンネル無線補助設備)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	路側通信設備工 (路側通信中央局装置) (路側通信端末局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	道路防災設備工 (交通遮断装置) (交通流車両観測装置) (路車間通信装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	全カ所
	道路防災設備工 (交通遮断装置基礎)	(土木工事に準ずる)			
	施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	一般：1カ所/5カ所 重点：全カ所
	通信鉄塔・反射板設備工 (通信用鉄塔)	組立部材の地組(地組作業の場合)	使用部材、設計図書との対比	地組作業過程	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事
	通信鉄塔・反射板設備工 (反射板)	部材の部分組立(地上)	使用部材、設計図書との対比	組立作業過程	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事
		方向調整	真方向確認	調整作業過程	1回/1工事
通信鉄塔・反射板設備工 (鉄塔基礎) (反射板基礎)	(土木工事に準ずる)				
電 子 応 用 設 備	各種情報設備工	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	ダム・堰諸量設備工 (ダム・堰諸量装置) (ダム・堰放流制御装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	統一河川情報設備工 (統一河川情報システム)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	道路交通情報設備工 (道路情報中枢局装置) (道路情報集中局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	CCTV設備工 (CCTV監視制御装置) (CCTV装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	全カ所
	水質自動監視設備工 (水質自動監視局装置) (水質自動観測局装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	一般：1カ所/5カ所 重点：全カ所
	電話応答通報設備工 (電話応答(通報)装置)	設置位置	設置位置	設置位置墨だし時	1回/1工事
	その他	指定仮設工		設計図書との対比	設置完了時

※1 表中の「確認の程度」は最低確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案のうえ、設定することとする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事

- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

・確認項目の内「設置位置」は、原則立会事項とする。

※試験項目等は、「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）」による。

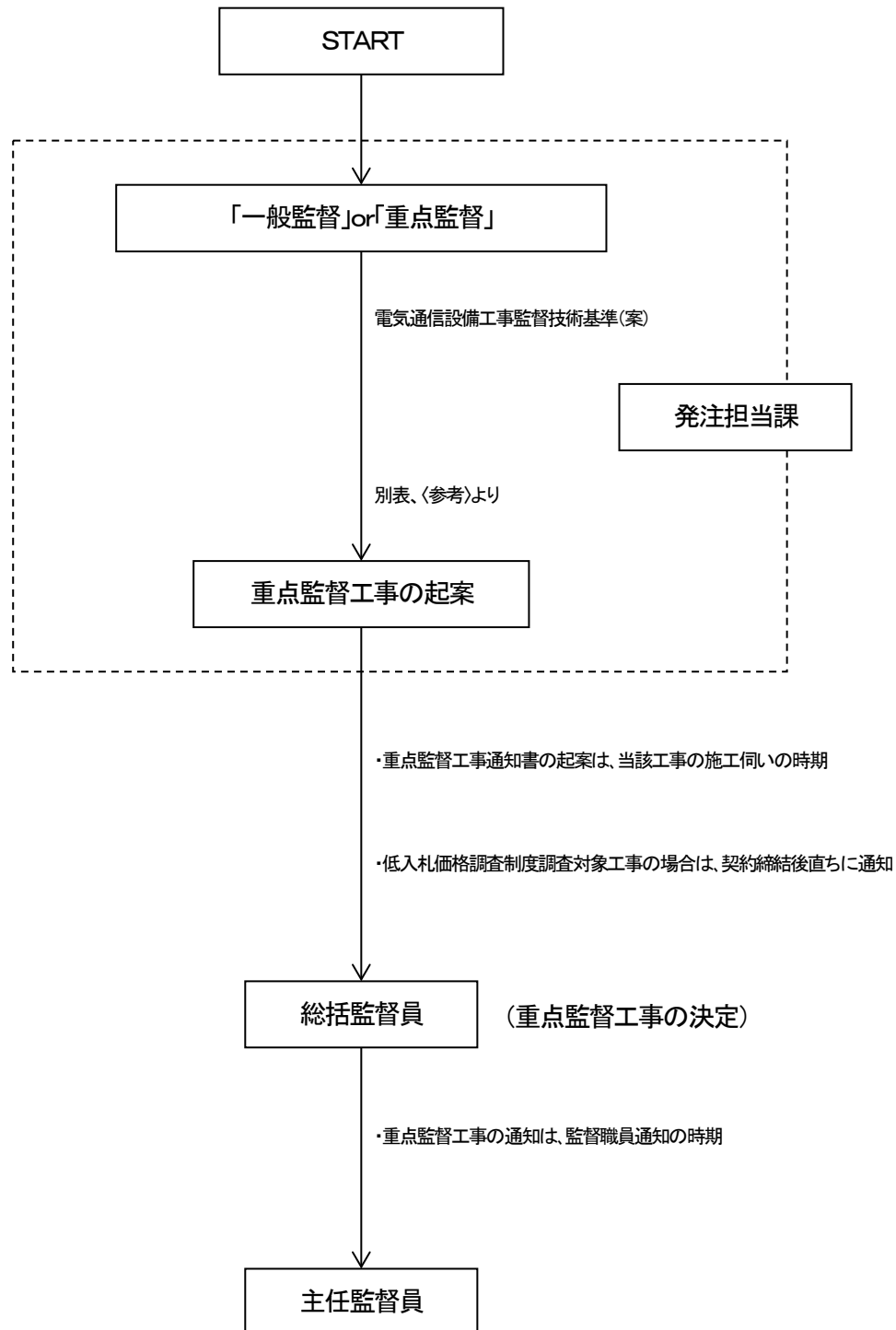
※段階確認は、「電気通信設備工事共通仕様書」第2編第1章第2節及び第3編3-1-1-6（表3-1-1含む）による。

※2 既設機器を同一箇所を更新する場合は段階確認のうち、設置位置の確認を対象外とする。

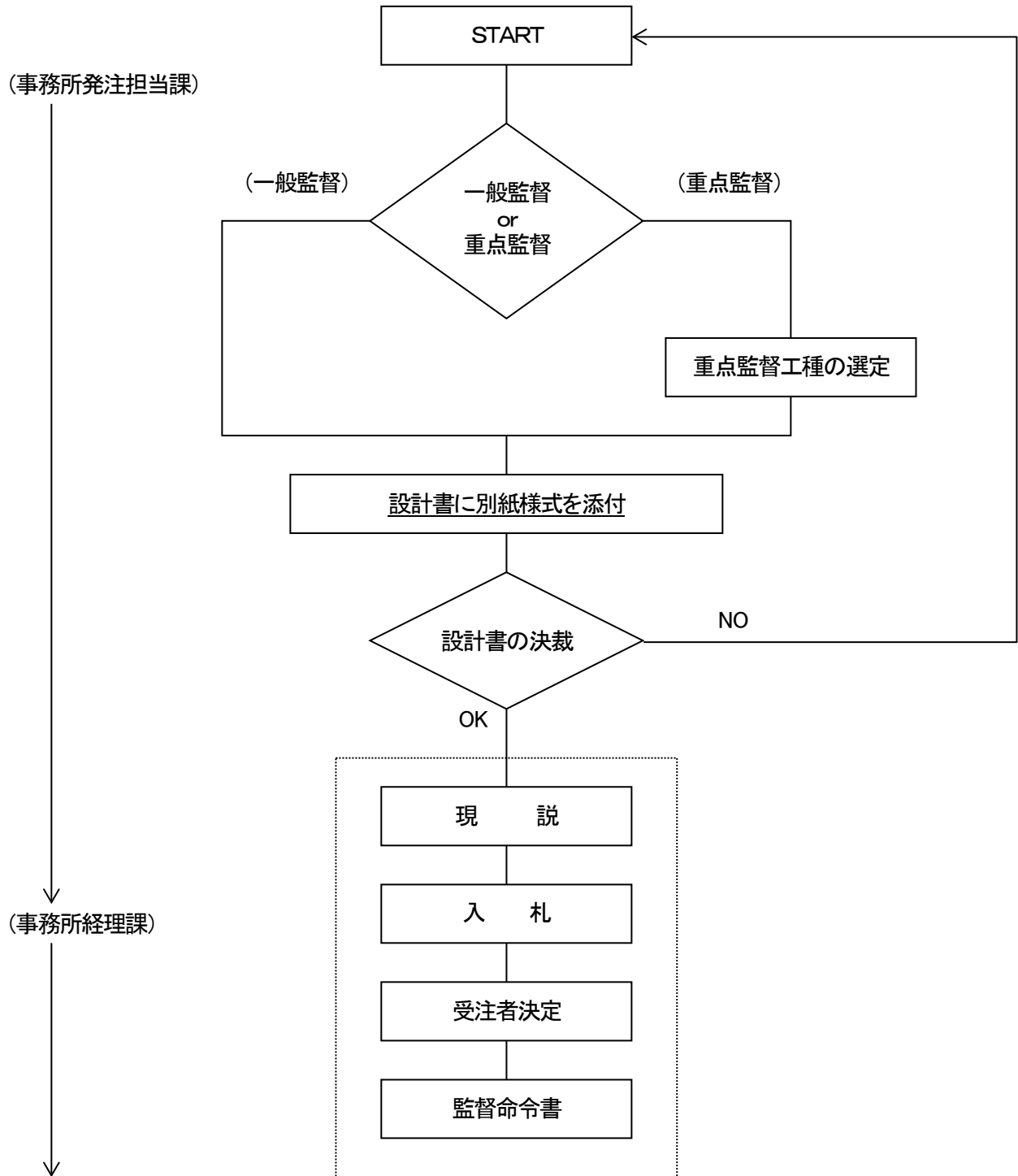
<参 考>

監督体制(重点監督)の通知に係る手続きフロー(案)

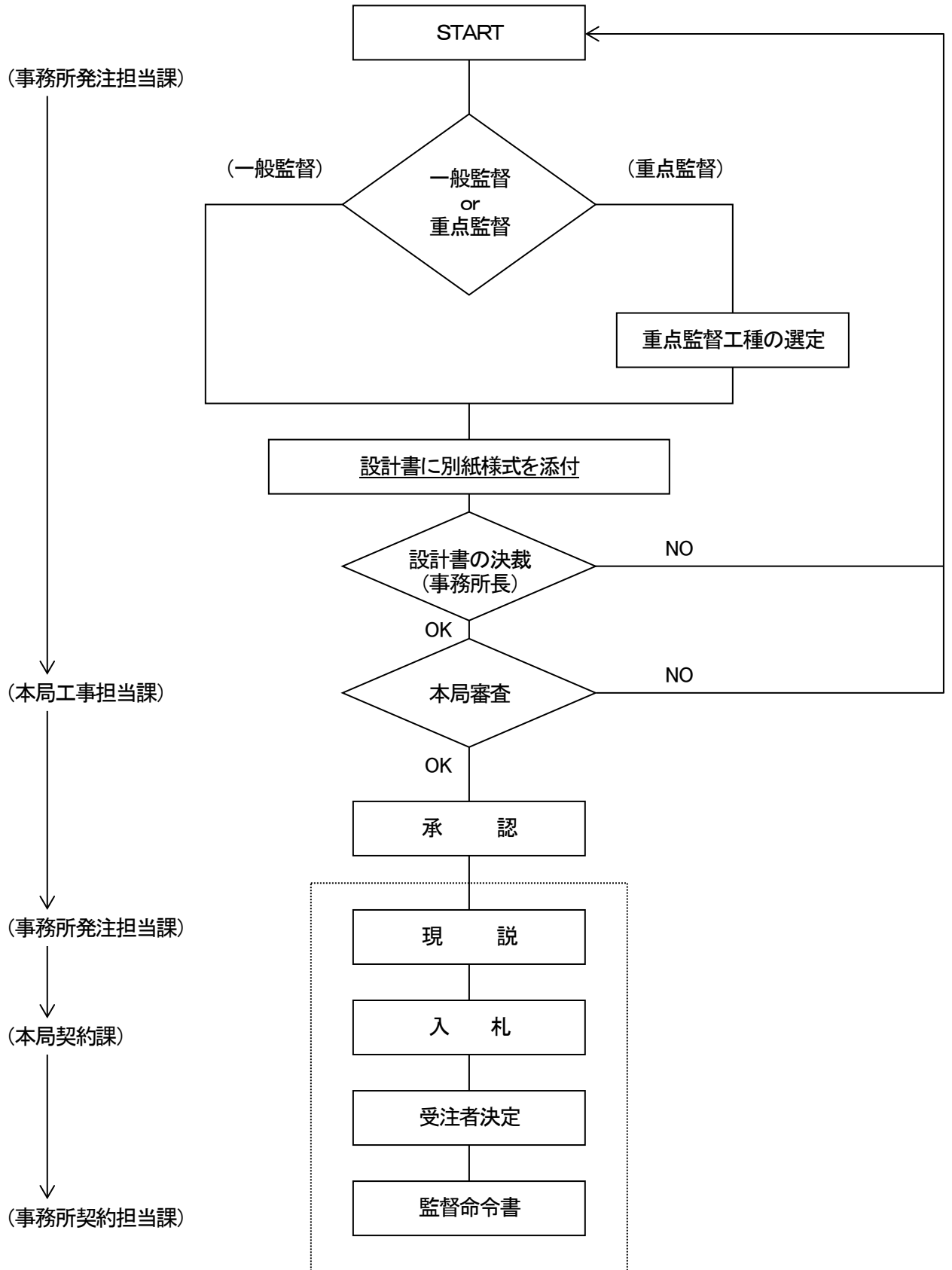
本フローは、電気通信設備工事監督技術基準(案)第3条2. 施工状況の確認等(4)の別表「重点監督」を決定・通知する場合の手続きをまとめたものである。



監督体制の通知に係る手続きフローについて
(分任官工事のフロー)



監督体制の通知に係る手続きフローについて
(本官工事のフロー)



監 督 体 制

工 事 名 _____

本工事の監督体制は〇〇監督とする。

〇〇には「一般」又は「重点」を記入する。_____

重点監督の工種は、下記のとおりとし、その他の工種は一般監督とする。

工 種 名	備 考